

### 3 目標指標

目標指標及び目標値、目標値の考え方は、次の一覧表のとおりです。

#### 基本方針 「家庭・地域における子育て支援」

項 目	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標	目標の考え方

#### 基本方針 「仕事と子育ての両立支援」

項 目	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標	目標の考え方

#### 基本方針 「子どもの健やかな成長の支援」

項 目	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標	目標の考え方

#### 基本方針 「経済的負担の軽減」

項 目	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標	目標の考え方

#### 基本方針 「子育て支援の気運の醸成」

項 目	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標	目標の考え方

## 第5章 計画の推進

### 1 主体の役割と協働

子育て支援・少子化対策を推進するためには、行政の施策はもとより、県民、保護者、事業者などの主体が、それぞれの役割を果たすとともに、県や市町村と連携・協働していくことが大切です。そのためには、県民一人ひとりが、自分にはなにができるかを考え、できることから実行することが重要です。

この計画が、そのための指針として活用され、一人ひとりの活動が相互に結びつき、活動の輪が広がることを期待します。

#### 県民

県民は、少子化の現状を自らの問題としてとらえ、「子どもは地域の宝、未来への希望」であるとの考え方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していく取組みが期待されます。

地域活動の重要な一翼を担っている自治会や婦人会、児童クラブ、母親クラブなどの地縁団体はもとより、NPO、ボランティア団体、子育て支援サークルなど各種団体においては、行政では対応が難しい地域の子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな子育て支援活動を主体的に展開するとともに、行政との協働により、子どもの健全育成、交通事故防止などの取組みを一層推進することが期待されます。

#### 保護者

保護者は、子育ての第一義的責任を負っています。このことから、子どもが、家族のふれあいや愛情あふれる温かい日常生活の中で、基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやり、忍耐力、社会的な規範など、次世代を担う存在として自立するための基盤をしっかりと身に付けるように、育てる役割が期待されています。

そのためには、家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児などについて共に責任を分担し、支えあっていくことが重要です。特に父親には子育てに積極的に関わることが求められています。

さらに、保護者には、子どもは地域社会の中で生まれていることを認識の上、学校や地域などの行事に積極的に関わるとともに、いずれは子育てを支援する立場で、地域から受けた支援を次の人々に返していくという循環が期待されます。

#### 事業者

企業等においては、従業員の多くが子育てをしている親であることや、家庭での子どもの養育や思春期の親のかかわりの重要性について理解し、従業員が子育てや家族のきずなを深めることを支援する職場の環境をつくっていくことが期待されます。

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業、労働時間の短縮、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに努めることが必要です。

また、地域社会の構成員という立場から、地域の子育て支援活動への参加や子どもたちの就業体験の

受入れなど、職場環境づくりのほかにも実施が可能な子育て支援・少子化対策について取り組むことが期待されます。

## 行政 県

県は、広域自治体として、市町村の行動計画が着実に実施されるよう、市町村の取組みを支援するとともに、広域的なネットワークの形成、人材育成、専門的な相談など、県が実施主体となって取り組むことが効率的、効果的な事業の実施に取り組めます。

事業の実施にあたっては、主な子育て支援・少子化対策事業の実施主体となる市町村と緊密に連携するとともに、各種の子育て支援活動に取り組むNPO等の団体・グループと協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に推進するよう努めます。

## 市町村

市町村は、住民にとって一番身近な自治体であり、また、子育て支援・少子化対策に関する事業の主な実施主体として、その役割は極めて重要です。市町村行動計画に基づき、地域の実情に応じた取組みの一層の推進が期待されます。

## 2 国への提言・要望

子育て支援・少子化対策を推進するには、経済的負担の軽減や仕事と子育ての両立を図るための働き方の見直しなど、国の社会保障制度等と深い関わりがあることから、国に対して施策や財源措置の充実等について、必要な働きかけを行っていくことが重要です。また、全国一律ではなく地域の実情にあった施策が展開できるよう基準等の柔軟な運用が求められており、県は、地域の実情等について国に対し情報発信を行うとともに、全国知事会をはじめ中部圏知事会などあらゆる機会をとらえて、必要な提言や要望等を行います。

## 3 計画の推進体制と進行管理

計画の着実な推進にあたっては、行政、家庭、関係団体、企業、学校など幅広い関係者による連携・協力体制のもとに、計画の推進状況を継続的に点検・評価し、フォローアップを行っていきます。

### (1) 計画の推進体制

#### 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

子育て支援・少子化対策条例に基づく「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、定期的に計画の実施状況等について進行管理を行うとともに、総合的・計画的に施策を推進するために必要な事項について調査審議し、計画を推進します。

「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」は、「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」としても位置づけます。

#### 庁内推進体制の強化

知事を本部長とする「富山県子ども政策推進本部」において、福祉、保健、教育、労働、生活環境と多様な分野にまたがり、相互に関連する子育て支援・少子化対策の総合調整を図るとともに、関係部局・関係機関との連携体制の強化を図ります。

## (2) 計画の進行管理

### 目標指標と目標値の設定

施策の進捗状況を把握、点検し、分かりやすく県民に示すとともに、その後の施策に反映させるため、目標指標と目標年次である平成26年度の目標値を具体的に設定し、県民とともにその達成をめざします。

### 検証・評価

施策の推進状況について、個別事業の進捗状況や県政世論調査などによる県民満足度などの把握に努め、検証・評価を行います。

### 周知・広報

計画内容については、県のホームページや県広報誌等への掲載、概要版の作成・配布、各種会議の機会をとらえた説明などにより、県民に周知・普及を図り、計画の推進に向けての県民の理解と協力を求めます。

また、計画の推進状況についても、子育て支援・少子化対策県民会議に報告し、意見を求めるとともに、県のホームページ等で公表し、県民の意見を求めています。

## (3) 計画の見直し

次世代育成支援施策の動向、子育て家庭のニーズや社会経済の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。